

民間企業への職員派遣に伴う、2社(民間業者)との研修委託協定書について

総務部人材育成課

宝塚市職員研修委託協定書

宝塚市職員の研修の委託に関し、阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役社長(以下「甲」という。)と宝塚市長(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(研修の委託)

第1条 乙は、宝塚市職員の委託研修(以下「委託研修」という。)を甲に委託し、甲はこれを受託する。

(研修の内容)

第2条 委託研修の内容は、甲・乙協議のうえ、別途定めるものとする。なお、甲または乙が、派遣途中でその内容の変更を希望する場合、別途協議のうえ、変更できるものとする。

(委託研修の期間)

第3条 委託研修の期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、必要があるときは、甲・乙協議のうえ、その期間を変更することができる。

(研修生の派遣)

第4条 乙は、この協定に基づく研修を受けさせるため、職員 XXXXXXXXXX を甲に派遣するものとする。

(勤務時間)

第5条 前条の規程により派遣された職員(以下「研修生」という。)の勤務時間は、甲の勤務時間に従うものとする。

(費用負担)

第6条 研修生の給料、諸手当、福利厚生及び健康管理に要する費用は、乙の関係規程に基づき乙が負担するものとする。ただし、甲の職務執行に伴う研修生の旅費及び研修目的を達成するために必要な物品・財産や情報等の利用に係る経費は甲が負担するものとする。

(服務等)

第7条 研修生の服務及び休日等の勤務条件については、原則として甲の関係規程を適用する。ただし、年次有給休暇等の休暇については、乙の規程により付与するものとする。

2 前項において、甲の一般社員の勤務条件との均衡を著しく失すると認められる場合は、甲・乙協議のうえ、別に定めるものとする。

3 研修生の分限及び懲戒は、乙において行う。

- 4 委託研修の期間中における研修生に対する業務の指示は、第2条で定めた範囲において、甲が行う。ただし、特に必要がある場合は、乙は事前に甲の了解を得て、研修生に乙の業務を指示することができる。

(福利厚生)

- 第8条 研修生の福利厚生については、乙の関係規程によるものとする。

(健康管理)

- 第9条 研修生の健康管理及び健康診断は、乙の関係規程により乙が行うものとする。

(社会保険)

- 第10条 研修生は、兵庫県市町村職員共済組合の組合員として、乙がすべての事務等を行う。

(災害補償)

- 第11条 研修生が委託研修の期間中に災害を受けた場合は、乙において、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づき措置するものとする。

(賠償義務)

- 第12条 研修生が委託研修の期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合、乙が乙の責任において解決するものとする。

(休暇の届出・承認等)

- 第13条 研修生の休暇等の届出・承認・許可並びに出張、休日及び時間外勤務の命令は、甲の所属長が行うものとする。

(出勤等の取扱い)

- 第14条 研修生の出勤等の把握については、甲の職員の例により行うものとする。

- 2 甲は、毎月4日までに、前月分の出勤等の状況について、所定の様式により、研修生を通じて乙に報告するものとする。

(報告)

- 第15条 乙は、研修生に対して、委託研修の期間中、研修状況を報告させることができるものとする。

(人事評価)

- 第16条 研修生の人事評価については、乙の基準により甲の指定職員を経由して、乙の所属長が行うものとする。

(機密保持)

- 第17条 研修生は研修により知り得た甲及び甲のグループ会社又はそれらの取引先及び顧客の秘密に属する事項(営業に関する情報、経営上の情報、コンプライアンス上の情報、甲の取引先又は顧客に係る個人情報を含むがこれらに限らないものとし、以下「秘密」という。)を、研修結果の報告その他の理由により、乙又は第三者に開示する場合、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 2 前項に定める場合を除き、乙は研修生に対し、委託研修の期間中に知り得た秘密について、委託研修の期間中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負わせるものとする。
- 3 第1項に定める秘密とは、甲が秘密であると明示した事項及びそれを漏らすことにより、甲の利益を侵害すると客観的に認められる事項とする。
- 4 乙及び研修生は、第1項に定める秘密について、当該情報を使用し保管する必要がなくなった後、速やかに甲に返却・提出するものとする。

(解除)

第18条 乙又は研修生がこの協定のいずれかの規定に違反した場合、甲は直ちにこの協定を解除し、研修を終了させることができる。

- 2 甲がこの協定に違反した場合、乙は直ちにこの協定を解除し、研修を終了させることができる。
- 3 前二項の規定は、解除の原因となった当事者への別途の損害賠償請求を妨げない。

(派遣に関する事務窓口)

第19条 本派遣に関する事務窓口は、甲・乙それぞれ次のとおりとする。

甲 阪急阪神ホールディングス株式会社 人事部

乙 宝塚市 総務部人事室人材育成課

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

甲 大阪府大阪市北区芝田1丁目16番1号
阪急阪神ホールディングス株式会社
代表取締役社長 嶋田 泰夫

乙 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市長 山崎 晴恵

宝塚市職員研修委託協定書

宝塚市職員の研修の委託に関し、宝塚市長（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社取締役社長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（研修の委託）

第1条 甲は、宝塚市職員の委託研修（以下「委託研修」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（研修の内容）

第2条 委託研修の内容は、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（委託研修の期間）

第3条 委託研修の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、必要があるときは、甲、乙協議のうえ、その期間を変更することができる。

（研修生の派遣）

第4条 甲は、この協定に基づく研修を受けさせるため、職員 XXXXXXXXXX を乙に派遣するものとする。

（勤務時間）

第5条 前条の規定により派遣された職員（以下「研修生」という。）の勤務時間は、乙の勤務時間に従うものとする。

（費用負担）

第6条 給料及び諸手当、並びに第2項及び第5項に掲げるもの以外の費用については、甲が負担するものとする。

2 乙の職務執行に伴う研修生の旅費は、乙の規定により乙が支給するものとする。

3 研修生が乙に着任する場合及び甲に帰任する場合の旅費は甲が支給するものとする。

4 研修生の健康診断については、甲の基準により甲が行うものとする。

5 乙は、委託研修の期間中において、研修目的を達成するために必要な物品・財産や情報等を研修生に利用させるものとし、それらに係る経費は乙が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 研修生が委託研修の期間中に災害を受けた場合は、甲において、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき措置するものとする。

(賠償義務)

第8条 研修生が委託研修の期間中に故意又は過失により乙又は第三者に損害を与えた場合、甲が甲の責任において解決するものとする。

(機密保持)

第9条 研修生は研修により知り得た乙及び乙のグループ会社又はそれらの取引先及び顧客の秘密に属する事項(営業に関する情報、経営上の情報、コンプライアンス上の情報、乙の取引先又は顧客に係る個人情報を含むがこれらに限らないものとし、以下「秘密」という。)を、研修結果の報告その他の理由により、甲又は第三者に開示する場合、あらかじめ乙の承認を得なければならない。

2 前項に定める場合を除き、甲は研修生に対し、委託研修の期間中に知り得た秘密について、委託研修の期間中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負わせるものとする。

3 第1項に定める秘密とは、乙が秘密であると明示した事項及びそれを漏らすことにより、乙の利益を侵害すると客観的に認められる事項とする。

(指示に服する義務)

第10条 研修生は、委託研修の期間中、乙の定める者(以下「指定職員」という。)の指示に従うものとする。

(休暇の届出・承認等)

第11条 研修生の休暇等の届出・承認・許可並びに出張、休日及び時間外勤務の命令は、指定職員を経由して、甲の所属長が行うものとする。

(出勤等の取扱い)

第12条 研修生の出勤等の把握については、乙の職員の例により行うものとする。

2 乙は、毎月4日までに、前月分の出勤等の状況を甲に報告するものとする。

(解除)

第13条 甲又は研修生がこの協定のいずれかの規定に違反した場合、乙は直ちにこの協定を解除し、研修を終了させることができる。

2 乙がこの協定に違反した場合、甲は直ちにこの協定を解除し、研修を終了させることができる。

3 前二項の規定は、解除の原因となった当事者への別途の損害賠償請求を妨げない。

(報告)

第14条 甲は、研修生に対して、委託研修の期間中、研修状況を報告させることができるものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月 31 日

甲 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 東京都千代田区神田駿河台3－9
三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長 船曳 真一郎